



# 法人こおりやま

2017. 6

第468号



題名/時代物語り(F6号) 提供/大波 天久 中国書法研究院客員教授

～従業員向けの情報も満載です。 事業所内にて御回覧下さい～

## 新入会員を募集中!!

正しい税知識を身につけたい。  
 もっと積極的な経営をめざしたい。  
 社会のお役に立ちたい。

そんな経営者の皆様を  
 支援する全国組織、それが**法人会**です。  
 随時、新入会員を募集しておりますので、  
 ぜひ、お知り合いの企業がございましたら、  
 ご紹介お願いいたします。



郡山法人会事務局 (TEL:024-933-7777)

詳しくは事務局又は、ホームページで!

郡山法人会

検索

### 税務署ニュース

平成29年度 国家公務員

「税務職員採用試験」

(高校卒業程度)のお知らせ

2

### 税のミニ通信

相続税の申告について

3

資金繰りの善し悪しが

会社の存続を左右する

4

法人会の税制改正提言の

主な実現事項

6

トピックス

8

## 目次

税務署ニュース

# 平成29年度 国家公務員 「税務職員採用試験」(高校卒業程度)のお知らせ

仙台国税局では、税務のスペシャリストとして活躍するバイタリティーあふれる税務職員を募集しています。国の財政を支える税務職員に、あなたもチャレンジしてみませんか？

- 受験資格
  - 1 高校卒業見込みの者及び高校卒業後3年を経過していない者
  - 2 人事院が1に掲げる者と同等の資格があると認める者
- 受験申込受付期間  
平成29年6月19日(月)から平成29年6月28日(水)まで
- 受験申込方法  
受験申込みはインターネット申込みとする。  
国家公務員試験採用情報NAVI (<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>)  
なお、インターネットで申し込めない場合は、受験申込受付期間前に仙台国税局人事第二課試験研修係又は人事院東北事務局へ連絡する。
- 第1次試験日  
平成29年9月3日(日)
- 試験に関する問合せ先  
仙台国税局人事第二課試験研修係 022-263-1111 内線3236  
人事院東北事務局 022-221-2022

国税電子申告・納税システム

# e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの  
手続きがインターネットで行えます。

## 納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、  
簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。  
※届出書の提出から利用可能となるまで、  
1か月程度かかります。

電子申告で  
効率UP!



e-Taxを利用して  
所得税及び復興特別所得税  
の申告をすると  
こんなメリットが！

添付書類の  
提出省略(注)

還付が  
スピーディー

(注)法定申告期限から5年間、税務署  
から書類の提出又は提示を求め  
られることがあります。

【所得税など個人の確定申告書を作成される方へ】

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば申告書を作成することができます。作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーを準備すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中はe-Taxが24時間利用※できます。

※メンテナンス時間を除きます。

法人会

法人会は会社経営の効率化のために  
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは  
WEBへ

イータックス

検索

[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

税のミニ通信

# 相続税の申告について

東北税理士会郡山支部  
税理士 橋本 智誉恵

## Q1. 相続税の現状は、どうなっていますか？

A1. 平成27年から相続税の基礎控除が引き下げられ、申告が必要な方が増えています。

**平成26年12月31日以前の基礎控除** 5,000万円+1,000万円×法定相続人の数

**平成27年1月1日以後の基礎控除** 3,000万円+600万円×法定相続人の数

亡くなった方に対し、相続税の申告をした方の割合は、仙台国税庁が発表した相続税の申告事績によると、平成26年が1.8%だったのに対し、平成27年は3.8%と増加しています。

## Q2. 遺産が基礎控除額を超えると必ず相続税を納付しなければならないのですか？

A2. 遺産が基礎控除額を超えても、小規模宅地等の評価減や配偶者の税額軽減の特例を適用すれば、相続税がかからない場合もあります。ただし、これらの特例を受けるためには申告書に必要な事項を記載し、遺産分割協議書などの必要書類を添付しなければなりません。

## Q3. 小規模宅地等の評価減の特例とはどんなものですか？

A3. 亡くなった方やその方と生計を一にしていた親族が利用していた宅地については、次のような評価減がされます。

① 特定事業用宅地等 400㎡以下 80%評価減

② 特定居住用宅地等 330㎡以下 80%評価減

③ 貸付事業用宅地等 200㎡以下 50%評価減

これらは、いずれも相続人の方の保有要件や利用要件があり、また①～③に該当する宅地が複数ある場合には、限度面積の制限があります。

## Q4. 配偶者の税額軽減の特例とはどんなものですか？

A4. 残された配偶者の生活保障や、財産形成などへの貢献を配慮した規定です。

配偶者が相続した財産が、配偶者の法定相続分相当額以下、又は1億6,000万円までの金額については相続税はかかりません。

ただし、遺産について仮装又は隠蔽されていた部分については、配偶者の税額軽減の特例の対象とはなりませんので、注意が必要です。

相続税の申告期限は、死亡の日から10ヶ月以内です。それまでに、遺産の調査や評価、遺産分割協議書の作成、納税資金の準備、相続税申告書の作成など、行わなければならないことがたくさんあります。相続人全員の協力のもと円滑に進めるようにしましょう。

# 資金繰りの善し悪しが 会社の存続を左右する

金融コンサルタント 須藤幸市

皆さんも「黒字倒産」という言葉を聞いたことがあるでしょう。いくら会社が利益を出して決算書の上では黒字であっても、いったん資金の流れが止まってしまうと「倒産」という最悪の事態に陥りかねません。また、手形や小切手を振り出している場合には、当座預金が残高不足になれば即不渡りが発生してしまいます。支払期日を守れない、取引先からの信用を失い、材料の調達や商品の仕入れに支障が出ます。また、手元資金に余裕が

なくなると新たな設備投資もできません。

会社を運営していくためには取引先からの信用が不可欠ですが、その信用の元となるのは「約束どおりにお金を支払えるかどうか」です。

仕入先に約束どおり支払いができなければ会社の信用はなくなり、新たな仕入はできなくなります。給料日に社員に給与を払えなければ社員は安心して働けません。その結果、会社を運営していくことは困難になってしまいます。

会社というのは多少の売上不振が続いても、決算書の上で赤字が積み重なっても、資金の手当てさえできれば経営を継続することができます。

逆に、どんなに優れた技術を持っていても、どれだけ規模が大きくても、支払いに行き詰まれば信用不安を招き、ほとんどの場合はその時点で経営が破綻してしまいます。資金繰りの善し悪しによって会社の存続が左右されるといっても過言ではないのです。

また資金繰りは、銀行借入などで支払いのためのお

金を準備することだけでなく、将来的な経営計画を立てるためにも大切になります。たとえば設備投資や売上拡大を進めると、どうしても資金不足が起きてしまうものです。

そこで、設備投資等をすることでどの程度の借入が増えるのか、そもそも借入はできるのか、返済に無理はないか等、社長が経営判断を下すとき、現在の資金繰りの状況や今後の計画は、重要な経営情報になります。

## 資金繰りが苦しくなる 5つの理由とは

会社経営において資金繰りはつきものであり、資金繰りが楽なときもあれば、資金繰りが苦しくなるときもあります。

では、なぜ資金繰りは苦しくなるのでしょうか？

その理由は、大きく次の5つが考えられます。

### ① 損益が赤字（利益の不足）

資金繰りが苦しくなる原因のひとつが利益不足によるものです。いうまでもなく、会社の損益が赤字であると必ず資金繰りは苦しくなってきます。

会社がこのような利益不

足による資金不足なのかどうかは、損益計算書の税引後当期利益と減価償却費から捻出できる資金で借入金返済がまかなえるかどうかで判断できます。

もしこの段階でマイナスならば、会社は売上の増加や支出の削減に本腰を入れる必要があります。資金繰り以前に経営体質の改善をしなければ、資金不足は解決しません。

### ② 設備投資

設備投資を手元の現金や短期借入でまかなおうとすると、当然資金繰りは苦しくなります。設備は何年にもわたって使っていくものなので、設備投資のための資金は、その年の利益でまかなう性質のものではありません。通常は、長期間にわたって返済する長期借入金でまかないます。

その際、投資した設備が使える期間（耐用年数）、その設備による売上増や経費削減効果が何年間で設備代金分になるかという回収期間、借入金の返済期間等のバランスをうまく考えて計画を立てることが大切です。

こうした返済予定に狂い

が生じると資金繰りが悪化します。

### ③ 売掛金回収の長期化・焦付き

売掛金の管理がずさんだと、いつの間にか回収までの期間が延びたり、焦げ付きが増えるといった事態になりかねません。受取手形が不渡りになる等、売上債権が回収不能になれば、当然資金繰りに多大な影響を与えることになります。

貸倒れが発生すると経営者や経理担当者は資金繰りに奔走しなければなりません。そして借入資金の支払利息といったコストも追加で発生してしまいます。

### ④ 仕入と支払いのタイムラグ（時間のズレ）

一般には、売上げの回収・入金に先行して支払いが生じます。これが資金不足が生じる原因になります。

仕入先への支払いと売上回収の資金サイクルの差（タイムラグ）で生じる必要資金を運転資金と言います。一定水準の売上を確保しているにもかかわらず、このようなタイムラグによる運転資金が必要となるため、資金繰りが苦しくなることがあるのです。

⑤ 季節変動による資金需要

1年間を通して見ると売上と経費・返済などの支出がイコールであっても、売上による収入と経費等の支払いが毎月一定ではないために、一時的に資金不足が生じることがあります。

業種にもよりますが、売上や仕入は季節によって変動しますので、資金の収支でも、その月の収入でその月の支出をカバーできない月が出てきます。

また毎月の経費支払いの他に、ボーナスや税金等の支払いが発生する月があります。こうした季節変動や季節資金が資金繰りに大きな影響を与えます。

資金繰り改善の着眼点はこれだ

では、資金繰りを改善するためにはどうすればよいのでしょうか？

まずひとつは、売掛金の早期回収を図ることです。多くの会社では商品を掛売りで販売しており、販売した商品の代金回収は何カ月か先になるのが一般的です。そのため売掛金の回収が遅れば、それだけ仕入先等への支払いにあてる資金

が不足することになります。

資金繰りをラクにするには、この売掛金回収までの期間を短くすることを考えます。

たとえば25日締め翌月15日払いの会社の場合、当月25日までに売ったものは翌月15日の回収ですから売掛金回収期間は20日間となります。

しかし、締日を1日過ぎて当月26日に売ったものは翌々月15日の回収ですから、売掛金回収までの期間は50日になってしまいます。

つまり、商品を売った日が1日ずれただけで、売掛金が資金になる日が30日も遅れてしまうのです。この差について全社員に理解してもらおうようにしましょう。

逆に、買掛金については支払いまでの期間を長くすれば、それだけ資金の流出が先になるわけですから、資金繰りは楽になります。

支払日を必要以上に遅らせては会社の信用に関わりませんが、資金繰りの悪化が見込まれるときは、早めに支払サイトの変更をお願いするべきでしょう。たとえば変更依頼の文書は以下のような内容になります。

いつも大変お世話になります。さて早速ではございますが、昨今の経営環境に鑑み、支払サイトを下記の通り変更いただきたくお願い申し上げます。  
・現行 未締めの翌々月末 銀行お振込み  
・変更後 未締めの翌々月末 銀行お振込み  
・変更月 本年5月末ご請求分より(5月末ご請求分は8月末銀行お振込みとなります)  
諸般の事情をご理解の上、何卒ご了承いただきますようお願い申し上げます。

また仕入に際しては、支払いサイトを意識することでも大切です。たとえば25日締め翌月末払いのケースでは、25日に購入するの、26日に購入するの、27日に購入するの、28日に購入するの、29日に購入するの、30日に購入するの、31日に購入するの、1カ月違つてきます。

資金繰り改善のためには、過剰仕入れを防ぐことも大切です。営業担当としては、お客様を逃したり、納期に遅れを発生させないために在庫に余裕を持たせたいと思うものです。しかし、在庫が多くなればなるほど資金繰りは悪化します。マメな棚卸によって在庫を管理し、過剰仕入を防ぐことが大事です。

その他、借入れについても注意が必要です。銀行な

どの金融機関から資金を借り入れると、資金繰りは一時は楽になります。しかし、当然のことながら、借入をすれば返済が発生します。もちろん利息の負担もあります。借入金返済が増えると資金繰りは悪化しますから、借入れを行なう際は、自社の返済能力をよく考える必要があります。

資金繰りの4つのポイント

まず1つは、「いくら支払うのかを把握すること」です。資金繰りの最大の目的はお金の流れを円滑にすることですから、流れを止めないようにするためには、「支払にいくらお金が必要なのか」を把握しておく必要があります。

たとえば月次なら「来月の支払いはいくらなのか」を把握する必要があります。その際、経験や勘で判断するのではなく、請求書を集計したり、毎月の引落額を通帳で調べるなど、資料に基づいた根拠のある金額を把握する必要があります。

2つ目のポイントは「いくら入金があるか」を抑えることです。たとえば来月

1000万円の支払いがある場合、入金が800万円ある予定なのか、500万円しかないのかで、資金繰りは大きく変わってきます。当然、資金手当ての方法も変わってくるでしょう。

そして3つ目のポイントは、「タイミング」を把握しておくことです。つまり支払いや入金が「いつ行なわれるのか」ということであれば資金繰りは問題ありませんが、先にお話ししたように多くの場合は支払いが先で入金が後になります。となると、一時的に資金不足になる可能性が出てきます。支払いより入金が多いとしても、順番によっては資金繰りが厳しくなる場合があるのです。「タイミング」を把握することが大切になります。

4つ目のポイントは、手持ち資金の額を正確に把握することです。資金繰りで最も大切なことは「決められた時期に」「決められた金額を」「払えるかどうか」です。そのためには、支払の期日に手持ち資金がいくらあるかを把握することが重要になります。

【月刊「経理ウーマン」提供】

# 平成29年度 法人会の 税制改正に関する提言の 主な実現事項

法人会では、平成28年9月に「平成29年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小法人向け税制や事業承継に関する税制の見直しなど法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

平成29年度税制改正では、我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われるとともに、経済の好循環を促す観点から研究開発税制及び所得拡大促進税制の見直しや中小企業向け設備投資促進税制の拡充等が行われました。

## [法人課税]

### 1. 中小法人に適用される軽減税率の特例

法人会提言	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置(平成29年3月31日まで)ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。</li> </ul>	改正の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小企業者等に係る軽減税率の特例の適用期限が2年延長されました。</li> </ul>
-------	--	-------	--

### 2. 中小企業投資促進税制

法人会提言	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、適用期限が平成29年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。</li> </ul>	改正の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小企業投資促進税制の上乗せ措置(生産性向上設備等に係る即時償却等)については、「中小企業経営強化税制」として改組され、これまでの上乗せ措置において対象外であった器具備品・建物附属設備が対象に追加されました。</li> <li>● 中小企業投資促進税制については、適用期限が2年延長されました(対象資産から器具備品を除外)。</li> </ul>
-------	--	-------	--



法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、会員のみなさまと共に歩んでまいりました。これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。

**Dai-Do** 大同生命保険株式会社

郡山支社/福島県郡山市中町1-22  
TEL 024-922-0860

**AIU** AIU損害保険株式会社

郡山支店/福島県郡山市中町1-22  
(郡山大同生命ビル6F) TEL 024-932-0822

### 3.地方のあり方

<b>法人会提言</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域経済と雇用の担い手である中小企業には、依然としてアベノミクス効果が浸透していないとの声が多い。相乗効果が期待された地方創生との関連でも、その成果を目に見える形で示していくべき。</li> <li>● 償却資産に対する固定資産税については、将来的には廃止も検討すべきである。</li> <li>● 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。</li> </ul>	<b>改正の概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小事業者等が取得する一定の機械・装置に係る固定資産税の課税標準の特例(課税標準を最初の3年間は価格の2分の1とする)措置については、地域・業種を限定した上で、その対象に一定の工具、器具・備品等が追加されました。</li> <li>● 地方拠点強化税制については、雇用者の数が増加した場合の税額控除制度(雇用促進税制)について、無期・フルタイムの新規雇用に対する税額控除額が引き上げられる等の拡充措置が講じられました。</li> </ul>
--------------	---	--------------	---

### [事業承継税制]

#### 1.相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

<b>法人会提言</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。</li> </ul>	<b>改正の概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度については、災害や主要取引先の倒産等により売上高が大幅に減少した一定の会社について、雇用確保要件が緩和されました。</li> </ul>
--------------	---	--------------	--

#### 2.取引相場のない株式の評価の見直し

<b>法人会提言</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 円滑な事業承継に資する観点から、比較対象となる上場株式の株価のあり方や比準要素のあり方を見直すことが必要である。</li> </ul>	<b>改正の概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 取引相場のない株式の評価(類似業種比準方式)については、配当、利益、簿価純資産の比重を1:1:1(改正前1:3:1)とするなど株式の算出方法の見直しが行われました。</li> </ul>
--------------	--	--------------	--

### [その他]

#### 1.震災復興

<b>法人会提言</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後も大規模な災害が発生すると予想されていることから、「大規模自然災害を想定した税制」の整備について検討することも必要である。</li> </ul>	<b>改正の概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● これまで災害ごとに特別立法で手当てしてきた対応を常設化し、災害対応の税制基盤が整備されました。</li> </ul>
--------------	---	--------------	---

● 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。

● 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です<sup>(※1)</sup>。

消費税には  
申告・納付期限<sup>(※2)</sup>が  
あります。

申告・納付には  
e-Taxが  
利用できます。

個人事業者の方は  
振替納税も  
利用できます。

● 期限を過ぎると延滞税がかかります。

● 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額<sup>(※3)</sup>に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 <sup>(※3)</sup>	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) <sup>(※4)</sup>

※1 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※2 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※4 直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税を含まない年税額)が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

消費税期限内納付  
推進運動  
実施中!



## 「経営塾」平成29年度 第1回例会開催

経営塾例会「テーマ：経営理念」を5月17日に郡山法人会館で開催した。

はじめに、廣川副塾頭より、「本日の例会を通し、じっくり自分の会社と向き合って、経営について考える時間にして下さい。」と、あいさつ。次に、熊田運営委員長より経営理念について説明・作り方をレクチャーいただいた。

そもそも経営理念とはなにか。広辞苑では「企業経営における基本的な価値観・精神・信念あるいは行動基準を表明したもの」としている。これは、経営上の重要な判断の拠りどころとなるだけではなく、会社の雰囲気や従業員の考え方や行動のもととなる。また、自社に関わるすべての人の情熱・働きがいの源になるものである。と説明した。

その後、各グループに分かれ、経営理念作成シートを使用してディスカッションし、今現在の、自身が考える経営理念を作成した。すでに経営理念がある方は、それを大事にすることもいいが、時代にあっているか見直していただく時間に、まだ経営理念がない方は、他の塾生の考えを参考にしながら、この機会に自社の在り方をふりかえる時間にしていただき経営理念を作った。

最後に1人ずつ作成した経営理念を発表していただき、例会を終えた。

次回開催は、7月12日となっております。入塾ご希望の方は事務局までご連絡ください。



ディスカッションする参加者

## 青年部会 報告会・会員研修会開催

5月25日、青年部会研修会・報告会を郡山ビューホテルで開催した。

研修会では、「医療機器市場とふくしま医療機器開発支援センターについて」一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構専務理事・滝澤眞己氏にご講演いただいた。

ふくしま医療機器開発支援センターは、平成28年11月郡山市富田町に開設、医療機器の開発から実用化までを一体的に支援する国内初の施設である。

まず、世界の医療機器産業市場の動向について、主要医療機器メーカーの売上を説明。米国のメーカーがほとんどを占めている業界であり、日本のメーカーはトップ10に入れていない。まだまだ世界との差があり、輸出入を見ても約8,000億円の輸入超過である。福島県の医療機器生産金額を見てみると、平成26年には3位となっており、国内屈指の医療機器生産県であることと、震災復興の柱として県が策定した「うつくしま次世代医療産業集積プロジェクト」を進めると話した。

また、センターの活動紹介として、人材育成プログラム・高度人材育成事業のほか、医療機器設計・製造展示会や最新技術セミナー「メディカルクリエーションふくしま」を説明して講演を終えた。

その後、報告会を開催し、上程議案が異議なく承認され、幕田宙晃氏が部会長に再任された。



講師の滝澤氏



幕田部会長(中央)と今期卒業の橋本幹事(右)と平石部会員(左)